

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期		
1	自動車基準の国際基準との整合①(UN/ECE規則)	日本での安全の確保及び環境の保全に配慮しつつ、国連欧州経済委員会の下の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において進められている国際的な車両型式認証の相互承認制度(IWVTA)の実現に向けた活動の一環として、国連欧州経済委員会規則(UN/ECE規則)のうち、採用する必要性の高い規則について、その妥当性の検証やWP29の場において必要な改正提案を行う等、その採用に向けた工程表を作成し、公表する。	平成24年度措置	国土交通省	平成25年3月に国連欧州経済委員会規則(UN/ECE規則)の採用に向けた工程表を公表。
2	自動車基準の国際基準との整合②(高圧ガス容器)	自動車基準調和世界フォーラムにおいて、水素燃料電池自動車の燃料容器の世界統一基準が策定された際には、当該基準に適合する燃料容器も認められるよう、高圧ガス保安法、容器保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第50号)等の見直しに向けた検討を行い、結論を得る。	世界統一基準の策定(平成24年11月の予定)後速やかに検討・結論	経済産業省	自動車基準調和世界フォーラムにおいて、基準化が進められており、技術的な課題についてはほぼ各国の合意がとられているため、採択に向けた事務的なプロセスに入っているところ。平成25年6月頃に採択の予定。
		水素燃料電池自動車に搭載される高圧ガス容器について、自動車基準調和世界フォーラムにおいて世界統一基準が策定されない状態が続いた場合には、例えば、双方の技術基準及び許可手続を承認するためのEUの規制当局との臨時的協議等を通じて、実践的な方法で対処できるよう検討を行う。	世界統一基準の策定(平成24年11月の予定)状況により検討開始		自動車基準調和世界フォーラムにおいて、基準化が進められており、技術的な課題についてはほぼ各国の合意がとられているため、採択に向けた事務的なプロセスに入っているところ。平成25年6月頃に採択の予定。
3	無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用対象拡大	無線LAN等を含む特定無線設備について、電波法に定める技術基準への適合性の自己確認ができるように特別特定無線設備の範囲の拡大に向け、関係団体等と共に検討を行い、国際的動向等を踏まえつつ結論を得る。	平成24年度検討・結論	総務省	「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告及び関係団体との調整を踏まえた省令改正案について、平成25年5月17日開催予定の電波監理審議会へ諮問予定であり、同審議会からの答申を踏まえ、速やかに省令改正を実施予定。
4	医療機器分野における規制・制度改革①(医療機器の特性を踏まえた制度の見直し)	医療機器事業者団体等関係者の意見も十分に聴取しつつ、薬事法に医療機器の特性を踏まえた条項を医薬品とは別に新たに設け、医療機器についての「章」を新たに設けるとともに、法律の名称変更についても検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論	厚生労働省	医療機器事業者団体等関係者との議論の結果も踏まえ、医療機器については新たに「章」を設けるとともに名称を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」とする薬事法改正法案を今通常国会に提出すべく作業を進めているところである。

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期		
5	医療機器分野における規制・制度改革②(承認審査手続の迅速化)	高度管理医療機器のうち、後発医療機器などの医療機器の審査について、民間の登録認証機関を活用した承認・認証制度を新たに設ける方向で検討を行い、結論を得る。 なお、第三者認証機関の活用の範囲の拡大については、引き続き検討を行う。	平成24年度検討・結論	厚生労働省	後発医療機器に対する登録認証機関を活用した新たな認証制度の創設を盛り込んだ薬事法改正法案を今通常国会に提出すべく作業を進めているところである。
		米国、EU、カナダ、オーストラリアなど日本と同等の基準を持つ諸外国における承認等の申請に用いた資料を活用することなどにより、審査手続を合理化する方向で検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論		
6	医療機器分野における規制・制度改革③(一部変更承認の合理化・迅速化)	一部変更承認を不要とする範囲の拡大、一部変更承認手続の簡素化などについて、事業者団体等の要望を踏まえた議論を集中的に行い、早急に医療機器の改良・改善を促す措置を講じる。	平成24年度措置	厚生労働省	業界団体等の要望を踏まえた検討の結果、「医療機器製造販売承認(認証)申請に際しての有効期間の設定に係る安定性試験の取扱いについて」(平成24年12月27日付け薬食機発1227第5号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知)により、原則として、有効期間の設定に係る安定性試験に関する資料は、製造販売承認(認証)申請書への添付を不要とするとともに、有効期間の変更は一部変更承認を不要とし、軽微変更届による対応を可能とした。 また、「医療機器の原材料の変更手続について」(平成25年3月29日付け薬食機発0329第7号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知)により、医療機器の原材料の変更手続に関して、外国で承認等されている医療機器で十分な使用実績がある場合等、一定の条件を満たす場合には、一部変更承認申請は不要とし、軽微変更届による対応を可能とした。

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期		
7	医療機器分野における規制・制度改革④(QMS調査の国際的整合性の向上・合理化)	国際規格との整合性をより一層向上させるよう「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」(平成16年12月17日厚生労働省令第169号)の見直しに向けた検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論	厚生労働省	今後のQMS調査制度の見直しについては、現在、薬事法改正法案の策定作業を進める中で検討を行っているところである。
		個別品目ごとに実施されている現行のQMS調査の単位について、例えば製造所ごと、あるいは製品群ごとの実施に向け、事業者団体等とも協力し、見直しの検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論		
		QMS調査の主体間でQMS調査の結果を共有することなどにより書面調査及び実地調査の重複を解消する措置に向けた検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論		
		医療機器のリスク分類にかかわらず、QMS調査の主体を登録認証機関に一元化する案も含め、QMS調査の更なる合理化に向けた検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論		
8	医療機器分野における規制・制度改革⑤(医療機器における「認証」制度の改善)	医療機器の品目ごとにその製造販売について認証を受けた者(認証取得者)について相続、合併又は分割(当該品目に係る資料等を承継させるものに限る)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該品目に係る資料等を承継した法人は、当該認証取得者の地位を承継すること、認証取得者がその地位を承継させる目的で当該品目に係る資料等の譲渡をしたときは、譲受人は、当該認証取得者の地位を承継すること、認証取得者の地位を承継したときに併せて認証を受けた登録認証機関を変更することなどについて、薬事法の運用により対応が可能かどうかについて、登録認証機関及び業界団体の意見を聴取した上で検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論	厚生労働省	医療機器における「認証」制度の改善については、認証品目の承継に関する規定を盛り込んだ薬事法改正法案を今通常国会に提出すべく作業を進めているところである。
9	医療機器分野における規制・制度改革⑥(医療機器に係る添付文書の省略)	医療機器の規定の様式を用いた添付文書を廃止するなどの添付義務の緩和に向けた検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論	厚生労働省	添付文書等による医療機器の使用及び取扱い上の必要な注意に関する情報提供について、一定の条件の下で添付文書の添付の省略が可能となるよう、現在、薬事法改正法案の策定作業において検討を行っているところである。

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期		
10	医療機器分野における規制・制度改革⑦(医療用ソフトウェア等の法令上の位置付けの明確化)	単独で診断支援機能等を有するソフトウェア等が「医療機器」であることを明らかにすることなど、医療用ソフトウェア等の法令上の位置付けについて検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論	厚生労働省	医療用ソフトウェア等を医療機器として位置づける規定を盛り込んだ薬事法改正法案を今通常国会に提出すべく作業を進めているところである。
11	食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化	国際汎用添加物のうち、いまだ指定がなされていない15品目について、「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)に基づき実施した「食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化」のための措置を踏まえ、全ての品目について既に審議が開始されているところであり、このうち食品健康影響評価が終了している3品目については、平成24年度中を目途に指定する。その他の12品目については、国際汎用添加物の早期指定に向けてリソースを充実させた上で、既に指定された国際汎用添加物の指定に要した期間を踏まえ、追加資料の収集に要する期間を除き、指定までおおむね1年程度を標準とする今後のロードマップを策定・公表し、処理する。	平成24年度上期措置(3品目指定は平成24年度措置)	内閣府 厚生労働省	閣議決定時点で食品健康影響評価が終了していた3品目のうち、2品目を指定した。残りの1品目については、厚生労働省において、規格基準の設定について検討していたところ、諸外国と調整を行う必要性が生じたため、情報提供依頼及び必要な資料の要求を行っているところである。その他の12品目については、国際汎用添加物の指定に係る今後のロードマップを平成24年9月12日に策定・公表済み。また、そのうちの4品目については食品安全委員会添加物専門調査会での審議を終え、その他の8品目については同調査会において順次、審議中。厚生労働省においては、食品影響評価が終了した4品目について、指定に向けた手続を行っているところ。なお、平成25年度、厚生労働省においては、国際汎用添加物の指定を担当する人員1名、内閣府においては、国際汎用添加物の食品健康影響評価を担当する人員2名の定員増を行うこととしている。
		「食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化」のために「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)に基づいて講じた措置の効果について検証を行い、その結果を公表する。	平成24年度措置		「食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化」のために「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)に基づいて講じた措置の効果については、検証の結果を平成25年3月に公表済み。
12	自動車整備工場に対する建築基準法の用途地域ごとの面積制限の緩和	地方公共団体に対する技術的指針(「自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成24年3月31日国住街第257号))の発出後、実際に、幹線道路沿道において必要な規模の自動車整備工場の立地が容易となったかどうかについて、自動車整備工場の立地の状況について検証し、その結果を公表する。	平成24年度措置	国土交通省	「自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成24年3月31日国住街第257号)について、特定行政庁や業界団体に対して説明会等により、必要な情報提供を行い、幹線道路沿道において必要な規模の自動車整備工場の立地が容易となるよう取り組んできたところであり、平成25年3月29日に自動車修理工場の建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る運用実態等について調査結果を公表した。
		必要な規模の自動車整備工場の立地の状況を検証した結果、自動車整備工場の立地が容易になっていない場合、地域主権改革の趣旨の下、まちづくりの権限が地方公共団体にあることを踏まえ、地方公共団体と連携してその原因を検証し、必要な規模の自動車整備工場の立地の円滑化に向けて、地域の自主性を尊重しつつ、建築基準法の改正や許可の円滑化などについて検討を行い、必要な更なる措置を講じる。	平成24年度検討開始、平成25年度措置		調査の結果、自動車修理工場の建築基準法第48条の規定に基づく許可の件数が増加していることや、住居系用途地域では認められなかった規模の自動車修理工場についても許可される事例が見られることなどから、自動車整備工場の立地は容易になっていると認められた。

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期		
13	コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の通行許可基準・申請手続の統一	コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の特殊車両通行許可基準・申請手続の統一については、他の物流系連結車両も含めた特殊車両通行許可基準・申請手続の見直しの一環として、軸重増加による道路構造物への疲労増大の影響の分析結果等を踏まえ、早急に事業者・事業者団体を交えた検討を開始し、結論を得る。	平成24年度検討・結論	国土交通省	<p>現況の交通量の推計及び物流系連結車両の軸重緩和後の交通量の推計をもとに、軸重緩和による道路構造物への疲労影響について分析し、結論を早急に得るべく検討を進めている。一方で国際コンテナについては、エアサスペンションを装着したコンテナ輸送車両は走行時に道路構造物に与える衝撃荷重が軸重10tの車両と同等であると実走行検証により確認されていることから、特例として軸重緩和が認められている。コンテナ輸送車両以外の物流系連結車両の軸重緩和についても同様の検証を行う必要(※)があり、その実施へ向けて関係団体と調整中。</p> <p>※車両の走行による道路構造物に与える衝撃荷重が、道路構造物の設計時の想定(軸重10t)を上回らないことを担保するため</p>
14	45フィートコンテナ輸送の普及促進に向けた取組	産業界からの提案も踏まえ、全国展開に向け、「みやぎ45フィートコンテナ物流特区」以外の輸入港を発着する輸送経路での検証、通行可能な経路の調査を実施する。	平成24年度措置	国土交通省	<p>輸送経路での車両長(被けん引車を含む。)が17m超の車両に係る実走行検証については、日本経済団体連合会及び日本物流団体連合会に対して協力を要請し、各団体から会員企業に対して45フィートコンテナによる輸送の有無を確認するとともに、実走行検証を打診した。その結果、45フィートコンテナによる輸送の事例は複数あったものの、いずれも車両長(被けん引車を含む。)が実走行検証の対象とならないものであった。</p> <p>通行可能経路の調査については、日本経済団体連合会及び日本物流団体連合会の意見をもとに、京浜港及び阪神港を対象に、コンテナ輸送車両の通行の多い経路を抽出し、経路に関して45フィートコンテナによる輸送が可能かの検証を実施。現在、速やかに公表できるよう調査結果を精査中。</p>
15	医薬品分野における規制・制度改革①(「ワクチン・ギャップ」の解消)	ワクチンの規格値及び試験方法について国際基準との整合性を確保するため、既承認の「生物学的製剤基準」(平成16年3月30日厚生労働省告示第155号)について適時見直しを実施する。	平成24年度以降逐次実施	厚生労働省	<p>生物学的製剤基準の改正については、平成25年2月18日から平成25年3月19日までの間、パブリックコメントを実施したところである。主な改正の内容については、動物試験の簡素化、試験法の欧米の薬局方への準拠などが挙げられ、その他必要な見直しを行うこととしている。今後、意見募集をいただいた意見を踏まえ、生物学的製剤基準の改正を行う予定である。</p>
		ワクチン輸入時の品質試験の重複を解消するために、日本が直接外国製造所で製造されるワクチンの品質確認ができる体制を確保しながら、輸出国のGMPが我が国と同等であると認められる場合について、国内における自家試験の試験項目のうち、海外での出荷試験の試験項目との重複部分を免除するために、日・EU間の相互的な環境整備を図る方向で検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論		<p>日・EU間の相互的な環境整備を図り、お互いの理解を深めることを目的として、EUを含む各国の医薬品査察当局による国際的な協議会を利用するため、その加盟手続きを進めているところ。なお、加盟手続きの対日審査は、平成25年4月に第一次の実施が予定されている。</p>
		日・欧州共同体相互承認協定(MRA)の対象国を拡大した上で、化学的医薬品以外の対象品目を追加することについて検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論		<p>EUとのMRAについては、対象国の拡大が最優先であり、EUとの対象国拡大のMRA交渉の時期(EUとも調整中)を考慮しながら、具体的な対象品目拡大の議論を進めることとしている。</p>

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期		
		WHOが接種を推奨しているワクチンについて、ワクチンの安全性・有効性や費用対効果なども考慮しつつ、定期接種化に向けて、順次検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論		ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチンの定期接種化等を内容とする「予防接種法の一部を改正する法律」が第183回国会で成立し、平成25年4月1日から施行された(平成25年法律第8号)。また、厚生科学審議会予防接種部会(平成21年12月設置)で平成24年5月23日に取りまとめられた「予防接種制度の見直しについて(第2次提言)」において「広く接種を促進していくことは望ましい」とされた他の4ワクチン(水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎)についても、定期接種に位置付けることについて今後検討する。
16	医薬品分野における規制・制度改革②(GCP省令の国際基準との整合)	GCP省令(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日厚生省令第28号))の内容をICH-GCPの内容と整合させるよう、GCP省令の見直しに向けた検討を行い、省令を改正する。	平成24年度措置	厚生労働省	GCP省令(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日付厚生省令第28号))の内容をICH-GCPの内容と整合させるよう、平成24年12月28日に改正した。
		GCP省令(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日厚生省令第28号))の運用通知(「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」の運用について)(平成23年10月24日薬食審査発1024第1号)をICH-GCPの内容と整合させるよう検討を行い、通知を改正する。また、同通知の改正と併せて、同通知がガイダンスである旨の周知徹底を行う。	平成24年度措置		GCP省令(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日付厚生省令第28号))の運用通知(「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」の運用について)(平成23年10月24日付薬食審査発1024第1号)をICH-GCPの内容と整合させるよう改正を行い、平成24年12月28日に「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」のガイダンスについて(平成24年12月28日付薬食審査発1228第7号)を发出し、当該運用通知を廃止した。
17	建築物の仮使用承認手続の見直し	特定行政庁が行うことができる仮使用承認について、テナント未入居部分における壁や床、天井などの内装工事のみを残し、消防設備や避難経路等については全て工事が完了している場合に関して、審査の効率化を図るため、具体的な基準を策定することなどにより民間の指定確認検査機関の活用に向け法改正を含め検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論	国土交通省	平成24年10月以降、社会資本整備審議会建築分科会の下に設けられた建築基準制度部会において、確認検査制度のあり方等の検討を開始しているところ。仮使用承認制度のあり方についても、指定確認検査機関が建築確認を行った建築物について、仮使用承認が円滑に進む仕組みの検討に向けて、今後審議が行われる予定。
		上記の場合に係る仮使用承認事例を収集・整理し、公表することなどにより、地方公共団体に対して、仮使用承認手続の迅速化に資する技術的助言を行う。	平成24年度措置		「仮使用承認に係る手続の迅速化について(技術的助言)」(平成25年3月29日建築指導課長通知。国住指第4845号)を发出し、新たなテナント等の決定に伴って仮使用部分を追加する場合の審査や安全確保の計画に関する審査を省略できる場合など、手続きの迅速化に資する内容について特定行政庁に周知したところ。 あわせて、テナント未入居部分における壁や床、天井などの内装工事のみを残し、消防設備や避難経路等については全て工事が完了している場合に係る仮使用承認の事例を収集・整理し、平成25年3月29日に国土交通省のホームページにて公表したところ。

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期		
18	航空分野における規制・制度改革①(航空機製造事業法の事業許可基準等の見直し)	航空機製造事業法に規定する航空機等の修理の事業における航空法との重複規制について、航空機製造事業法による指導・監督等の実績が少ない状況等を踏まえ、航空機修理事業者の負担軽減に向けた抜本的な見直しの検討を行い、結論を得る。 また、上記の検討を行うため、航空機修理事業者等を含めた検討会を早急に立ち上げる。	平成24年度検討・結論	経済産業省	有識者による検討会を計4回開催し、航空機製造事業法の運用の見直しについて、「認可範囲の明確化」「設備検定・技術検定の見直し」等の結論をまとめたところ。結論を踏まえ、省令・通達等を今夏までに改正予定。
		上記措置までの間、航空機製造事業法第2条の2の「航空運送事業者又は航空機使用事業者の自家修理及びこれに準ずるもの」についての解釈について通知等で周知を図り、子会社が、航空運送事業者である親会社の航空機等の修理を行う場合等、修理事業許可の適用外とする範囲を明確化する。	平成24年度上期措置		

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期		
19	航空分野における規制・制度改革②(航空機無線設備の検査項目の国際基準との整合)	国際基準との整合性及び安全性の確保等を踏まえ、電波法が規定する航空機無線設備の検査項目のうち、「電気的特性の点検」(ベンチチェック)及び「総合試験」(フライトチェック)について、国内の航空運送事業者の国際競争力強化に向け、制度の在り方も含めた見直しの検討を行い、結論を得る。 また、上記の検討を行うため、航空運送事業者等を含めた検討会を早急に立ち上げる。	平成24年度検討・結論	総務省	平成24年8月10日から「航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会」を開催し、国際基準との整合性及び安全性の確保等を踏まえ検討を行った。 その結果、共通予備装置を組込む際の無線局申請手続きについては、変更検査を要しないようにし、手続きの簡素化と許可までの時間の短縮を図ること、また、学識経験者や消費者団体等の第三者を中心とした評価会を設立し、無線局検査制度及び無線局の管理体制について、継続的に評価を行う必要がある旨の結論を平成25年3月12日に得た。 本検討会の結果を受け、共通予備装置を組込む際の無線局申請手続きについては、関係省令の改正作業を実施中であり、航空機局の管理・検査の妥当性の検証等について継続的に評価・検討を行うための評価会については、早期に設立できるよう必要な手続きを進めているところである。
20	航空分野における規制・制度改革③(航空機無線設備の定期検査制度の見直し)	国際基準との整合性及び安全性の確保等を踏まえ、電波法が規定する航空機無線設備の定期検査について、国内の航空運送事業者の国際競争力強化に向け、制度の在り方も含めた見直しの検討を行い、結論を得る。 また、上記の検討を行うため、航空運送事業者等を含めた検討会を早急に立ち上げる。	平成24年度検討・結論	総務省	
21	航空分野における規制・制度改革④(航空機無線設備の製造番号登録制度の見直し)	国際基準との整合性及び安全性の確保等を踏まえ、航空機に搭載する無線設備の製造番号登録制度について、国内の航空運送事業者の国際競争力強化に向け、制度の在り方も含めた見直しの検討を行い、結論を得る。 また、上記の検討を行うため、航空運送事業者等を含めた検討会を早急に立ち上げる。	平成24年度検討・結論	総務省	

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期		
22	大規模集客施設に対する立地規制の見直し	都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成18年5月31日法律第46号)の附則に基づく都市計画法等の施行の状況についての検討を行う中で、第二種住居地域、準住居地域及び工業地域の3地域(とりわけ工業地域)における大規模集客施設の立地に係る関係者の様々な意見を聴取しつつ、法改正の趣旨も踏まえ、検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論	国土交通省	都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成18年5月31日法律第46号)の附則に基づき、都市計画法等の施行の状況に係る調査、関係者への意見聴取を行ったところ。今後、地方都市等の居住と活力の維持・向上を図るための総合的な施策について検討することとした。
23	専門26業務における「付随的な業務」の範囲等の見直し	派遣労働の期間制限違反に係る指導監督に当たっては、労働者派遣法改正法成立時の国会附帯決議を踏まえた適切な対応をするよう、各都道府県労働局に対して文書を発出する。 あわせて、「付随的な業務」について疑義が生じているとの指摘も踏まえ、その該当性の判断に資するよう、都道府県労働局に対する照会の多い事例を収集し、その類型化を行った上で、基本的な考え方の整理を行い、必要に応じて「労働者派遣事業関係業務取扱要領」等を見直す。	平成24年度措置	厚生労働省	国会附帯決議を受けての派遣労働の期間制限違反に係る指導監督に関しては、都道府県労働局ブロック会議(平成24年7月下旬から8月上旬にかけて実施)、都道府県労働局長会議(平成24年10月11日実施)、都道府県労働局安定部長会議(平成24年10月25日実施)において指示を行った。 また、「附帯決議を受けた丁寧・適切な指導監督の徹底について(平成24年10月25日事務連絡)」を都道府県労働局へ発出した。 付随的業務についての照会の多い事例収集については、都道府県労働局を通じて収集に努めてきたが、依然として事例の蓄積がほとんどないことから、引き続き事例の収集を行い、類型化を行う予定。
		「労働者派遣事業関係業務取扱要領」等の内容の見直しに当たっては、改正部分について幅広く意見を聴くための方策を講じる。 改正後には、十分な周知期間の確保にも留意しつつ、改正の趣旨、概要、新旧比較の公開等、関係者にとって分かりやすい形での公表を行う。	逐次実施	改正労働者派遣法の施行(平成24年10月1日)に伴う「労働者派遣事業関係業務取扱要領」等の改正にあたっては、事前に関係団体等から様々な意見を聴取した。 周知については、各都道府県労働局主催の改正法説明会を平成24年9月末までに約160回開催し、改正に関する資料の公表については、平成24年8月22日に厚生労働省ホームページ上に改正法に関するページ(※)を設け、改正の概要、新旧対照表、リーフレット等、関係者にとって分かりやすい形で公表した。 (※) http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/kaisei/	
		労働者派遣法改正法の施行後速やかに、いわゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが異なる現行制度について、派遣労働者や派遣元・派遣先事業主に分かりやすい制度となるよう、見直しの検討を開始する。	平成24年度下期検討開始	平成24年10月より「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」において、派遣可能期間の制限の在り方について、有識者による検討を行っている。	